

A5 持分の定めのある社団医療法人の社員が、医療法人の出資持分を持っている場合は、その社員が医療法人に対して「財産権」を持っていることを意味します。
また、医療法人の出資持分は有価証券に該当するものとして取り扱われます。

(1) 財産権としての出資持分

持分の定めある社団医療法人に対する財産権とは、以下の二つをいいます。

(ア) 退社時の持分払戻請求権

出資をした社員が途中で退社した場合に、その出資相当額に応じて払戻しを受ける権利をいいます

(イ) 解散時の残余財産分配請求権

医療法人が解散した場合に、その出資相当額に応じて解散時の残余財産の分配を受ける権利をいいます。

(2) 経営権（議決権）としての社員資格

社員は医療法人に出資することを義務付けられておらず、社員資格を得るのに出資をもつことは絶対条件ではありません。従って、社員には「出資をした社員」と「出資をしていない社員」の2種類が存在します。

出資は財産権としての性格をもつものであり、医療法人に対する経営権を持つものではありません。

医療法では、社員総会において社員は一人一個の議決権を持つものとされており、医療法人の場合は、財産権としての出資と経営権としての議決権はリンクしていません。

営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することはできますが、それに伴って社員としての社員総会における議決権を得ることや役員として医療法人の経営に参画することはできません。つまり、医療法人の社員は自然人（個人）に限られることとなります。（平成13年1月17日指第1号「医療法人に対する出資又は寄附について」厚生労働省健康政策局指導課長回答）

(3) 出資持分の譲渡、贈与

医療法には、出資持分の譲渡や贈与に関する規定はありません。しかし実務上は財産権である出資持分の譲渡・贈与は行われています。

「医療法人に対する出資又は寄附について」

(平成3年1月17日) (指第1号) (東京弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

【照会】

- 1 株式会社、有限会社その他営利法人は、法律上出資持分の定めのある社団医療法人、出資持分の定めのない社団医療法人または財団医療法人のいずれに対しても出資者又は寄附者となり得ますか。
- 2 仮に株式会社、有限会社その他営利法人は上記1の医療法人の出資者又は寄附者となり得るとした場合、医療法人新規設立の場合と既存医療法人に対する追加出資又は追加寄附の場合の2つの場合を含むのでしょうか。

【回答】

標記について、平成3年1月9日付東照第3617号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

照会事項1については、医療法第7条第4項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設の許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。

すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。

照会事項2については、医療法人新規設立の場合と既存医療法人に対する追加出資又は追加寄附の場合も含むことになる。

(4) 税法上の位置づけ

(ア) 所得税法の取扱い

医療法人の出資持分は、「特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分」(措法37の10②二)に含まれ、有価証券に該当します。従って、出資持分の譲渡により譲渡益が生じた場合には、申告分離により所得税が課税され、譲渡益に対し、15%の所得税及び5%の住民税が適用されます。

(イ) 法人税法の取扱い

法人税法では、「合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分」(法令11三)は有価証券と定めており、会社が医療法人の出資持分を所有した場合は、有価証券に当

たります。

(ウ) 相続税法の取扱い

相続税及び贈与税における財産評価について、「医療法人の出資の評価」(財評基通 194-2) で取引相場のない株式に準じて評価することとされています。